

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-14の2 イモビライザ 7-14の2-1 装備要件 自動車には、イモビライザを備えることができる。 7-14の2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-S5 の 5. (5.4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係) (2) 次に掲げるイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 92 条第 4 項関係) ① 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきイモビライザの指定を受けた自動車に備えるイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザ又はこれに準ずる性能を有するイモビライザ 7-14の2-3 欠番 7-14の2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-14の2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの 7-14の2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とイモビライザに係る機能及び性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車	8-14の2 イモビライザ 8-14の2-1 装備要件 自動車には、イモビライザを備えることができる。 8-14の2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造でなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 170 条第 3 項関係) (2) イモビライザの機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 170 条第 4 項関係) 8-14の2-3 欠番 8-14の2-4 適用関係の整理 7-14の2-4 の規定を適用する。

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの 7-14 の 2-5-1 装備要件 自動車には、イモビライザを備えることができる。 7-14 の 2-5-2 性能要件（書面等による審査） (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 9「イモビライザの技術基準」（5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 (2) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないもの又はこれに準ずる性能を有するイモビライザは、(1) の基準に適合するものとする。 (3) UN R97、UN R116、欧州連合指令 74/61/EEC 又は欧州連合指令 95/56/EEC に適合するイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2) に定める「これに準ずる性能を有するイモビライザ」とする。	